

江東区社会福祉協議会Xカウント運用要領

令和 2 年 1 0 月 1 日

2 江東社協総第 2 6 2 号

(目的)

第 1 条 本要領は、江東区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が運用する X アカウント（以下「社協 X」という。）を通じて、区民等への情報提供を円滑に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 本要項において、津次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) X インターネット上で 1 4 0 文字以内の短い文章を、不特定のインターネットユーザーに公開できる手段をいう。
- (2) 社協 X 社協が設置し運用するための X をいう。
- (3) アカウント X を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう
- (4) ユーザー X の利用者をいう
- (5) ポスト X に記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (6) フォロー 他のユーザーの X を常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう。ポスト X に記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (7) リプライ X を使っているユーザーからのポストに返信することをいう。
- (8) リポスト X を使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。
- (9) フォロワー フォローしているユーザーのことをいう。

(運用主体)

第 3 条 社協 X の運営主体は江東区社会福祉協議会とし、アカウント名は「K o t o C s w」とする。

(社協 X 運用管理者)

第 4 条 社協 X を閲覧する全ての者に適切に情報が発信される環境を実現するため、社協 X の運用管理を統括する者として、社協 X 運用管理者（以下「運

用管理者」という。)を置く。

2 運用管理者は、総務課長の職にある者とする。

3 運用管理者は、次に掲げる業務を所掌する。

(1) 社協Xの運用統括

(2) Xの運用に係る基準の制定又は改廃

(社協X情報管理者)

第5条 社協Xに掲載するコンテンツを適正に管理するために、社協X情報管理者(以下「情報管理者」という。)を置く。

2 情報管理者は、係長の職にある者とする。

3 情報管理者は、次に掲げる業務を所掌する。

(1) 投稿されたコンテンツの内容確認及び削除

(2) 社協Xの運用に関する閲覧者からの問い合わせ対応

(アカウント運用者の明示)

第6条 なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として社協Xのアカウント名を社協のホームページに明示し、周知する。

(掲載内容)

第7条 社協Xでは、以下の情報を掲載することとする。

(1) 社協のイベントに関する開催又は中止等の判断

(2) 社協の事業に関する情報

(3) その他、総務課長が適当と認める情報

(フォロー、リプライ及びリポストの方針)

第8条 社協Xでは、関係機関との連携を促進し、より広範な受け手に情報が届くよう努めるため、江東区、他地区社協、関係機関等の公共公益性の高いアカウントについて積極的にフォロー、リプライ及びリポストを行うものとする。ただし、福祉や社協に直接関連しないものや公序良俗に反すると認められるものはこの限りではない。

(投稿禁止情報)

第9条 ユーザーは、社協Xの利用に際して、次に掲げる内容のコメントを行ってはならないものとする。また運用管理者は、投稿内容が以下の事項に該当すると判断した場合は、他のユーザーに対し予告なく、情報の削除その他

必要な措置を講じることができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) 社協又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの（暴力的な表現、攻撃的な内容などを含む）
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む）
- (10) 本人の承諾なく個人情報に特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 他のユーザー又は第三者等になりすますもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、社協が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの（著作権）

第10条 社協Xに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、社協又は現著作者に帰属する。

- 2 他のユーザーは、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

（免責事項）

第11条 社協は、社協Xを通じてユーザーから提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因してユーザー又は第三者に損害が発生したとしても、社協は一切責任を負わないものとする。

- 2 社協は、掲載された情報に起因して他のユーザー又は第三者に損害が発生

したとしても、社協の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(運用要領の変更)

第12条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、社協X又は社協ホームページに明示し、周知する。

(その他)

第13条 その他、本要領の実施について必要な事項は、総務課長が別に定める。

付 則

本要領は、令和2年10月1日から施行する。

付 則

本要領は、令和6年3月1日から施行する。

付 則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。